

## 高知県へき地医療施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県へき地医療施設運営費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は国が定める「へき地保健医療対策実施要綱」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」。以下「要綱」という。）に基づき、離島山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業
- (2) 市町村が国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業
- (3) 市町村が実施するへき地患者輸送車（艇）運行事業
- (4) 要綱12(2)において事業の実施主体として定める市町村等が実施するへき地診療所への医師派遣強化学業

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の算定方法は、次に定めるところによるものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請においては、前条第1号及び第2号に掲げる事業については、別表第1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。同条第3号及び第4号に掲げる事業については、別表第1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、実績報告においては、実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

- (2) 前条第1号に掲げる事業については、前号の規定により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。
- (3) 前条第2号に掲げる事業については、第1号の規定により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。
- (4) 前条第3号に掲げる事業については、第1号の規定により種目ごとに選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。
- (5) 前条第4号に掲げる事業については、第1号の規定により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式とし、知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更をする場合には、別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第2号様式による変

更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業者は、前号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、次条の実績報告書の提出に当たって、当該補助金額に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。また、同条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告

により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。

(11) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非公開項目以外の項目は、原則として開示すること。

(12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(13) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14) 県税の滞納がないこと。

（実績報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後1月以内（前条第2号の規定により事業の中止・廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の通知を受理した日から1月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日まで）に、これにより難い場合は、翌年度の5月20日までに1部を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第10号及び第11号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
へき地医療拠点病院 運営事業	医療活動費	1箇所当たり次により算出された額の合計額  へき地医療活動経費 (1)巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 (2)巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (3)代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 (1)職員基本給 (2)職員諸手当 (3)非常勤職員手当 (4)報償費 (5)諸謝金 (6)旅費(研究費に計上したものを除く。) (7)備品費(単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (8)消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (9)材料費 (10)印刷製本費 (11)光熱水料 (12)借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (13)社会保険料 (14)雑役務費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (15)燃料費 (16)委託費 (17)公課費	定額
	研究費	1箇所当たり次に定める額 (1)医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 (2)医療活動年間延日数 75日以上150日未満 310,000円 (3)医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円	学会出席に必要な次に掲げる経費 (1)旅費(学会出席旅費)	
	研修費	1回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 (1)諸謝金 (2)旅費 (3)消耗品費 (4)印刷製本費	
	医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 (1)備品費(単価50万円未満の医療用に限る。) (2)材料費(医薬品費、診療材料費) (3)雑役務費(医療機器修繕料)	
	情報通信機器等経費	1箇所当たり次により算出された額 情報通信機器等 ア.へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼働月数 イ.へき地・離島診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数)×稼働月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 (1)報償費(へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。) (2)備品費(単価50万円未満に限る。) (3)消耗品費 (4)通信運搬費 (5)借料及び損料 (6)雑役務費(修繕料等) (7)委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)	
	総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1箇所当たり2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費(指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く) (1)職員基本給 (2)職員諸手当 (3)非常勤職員手当 (4)報償費 (5)旅費 (6)消耗品費 (7)印刷製本費 (8)会議費 (9)通信運搬費 (10)社会保険料	

へき地診療所 運営事業	事務費	1箇所当たり次により算出された額 (1) ア診療日数1~129日 6,200,000円+(71,000円×実診療日数) イ診療日数130~259日 6,200,000円+(77,000円×実診療日数) ウ診療日数260日以上 6,200,000円+(87,000円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給 (2) 職員諸手当 (3) 非常勤職員手当 (4) 報償費 (5) 旅費(研究費に計上したものを除く。) (6) 備品費(単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (7) 消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (8) 材料費 (9) 印刷製本費 (10) 光熱水料 (11) 借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (12) 社会保険料 (13) 雑役務費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) (14) 委託費	2/3
	研究費	1箇所当たり (1) 診療日数1~129日 65,000円 (2) 診療日数130~259日 130,000円 (3) 診療日数260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 (1) 旅費(研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) (2) 備品費(医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る。) (3) 材料費(医学研究用材料)	
	医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 (1) 備品費(単価50万円未満の医療用に限る。) (2) 材料費(医薬品費、診療材料費) (3) 雑役務費(医療機器修繕料) (4) 委託費(診療のための検査委託料)	
	情報通信機器等経費	1箇所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼働月数ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 情報通信機器等 297,430円×稼働月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 (1) 備品費(単価50万円未満の庁用器具に限る。) (2) 消耗品費 (3) 通信運搬費 (4) 借料及び損料 (5) 雑役務費(修繕料等)	
へき地患者輸送車(艇) 運行事業		(1) 患者輸送車 1箇所当たり 765,000円  (2) 患者輸送艇 1箇所当たり 1,289,000円	へき地患者輸送車(艇)の運行に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給 (2) 職員諸手当 (3) 非常勤職員手当 (4) 報償費 (5) 旅費 (6) 消耗品費 (7) 借料及び損料 (8) 社会保険料 (9) 雑役務費(修繕料) (10) 燃料費 (11) 委託費	1/2
へき地診療所 医師派遣強化事業		1箇所当たり次により算出された額 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	へき地診療所医師派遣強化事業に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給 (2) 職員諸手当 (3) 旅費 (4) 社会保険料	1/2

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。